

瀬戸特別支援学校の一部及び萩山小学校等の利活用に係る サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

本市では、菱野団地における学校再編の取組を進めており、令和8年4月に「みつば小学校」が開校し、令和10年下半期には、瀬戸特別支援学校を萩山小学校敷地において統合する予定をしています。

本取組は、学校の統廃合だけでなく、学校再編を契機とした地域の活性化を目指していることから、民間事業者が、瀬戸特別支援学校施設の一部や萩山小学校運動場及びプールを、福祉施設や子育て施設として利活用することの可能性を検討することとしました。

この検討にあたり、民間事業者との「対話」を通じて、事業のアイデア、施設設置による効果及び施設設置の実現性などを把握するサウンディング型市場調査を実施します

2 調査対象施設等の情報

(1) 瀬戸市立瀬戸特別支援学校の校舎の一部

所在地	瀬戸市萩山台2丁目22番地
建物等の概要	R C造3階建 1階多目的室又は2階図工室 約126㎡ (12.75m×9.9m)
利活用の方法	行政財産の目的外使用（使用料を徴収）

(2) 瀬戸市立萩山小学校の運動場及びプール

所在地	瀬戸市萩山台2丁目22番地	
敷地面積	① 運動場のうち最大約3,000㎡ ② プール 最大約2,700㎡ ※一部を活用することも可とします。 プールは市において撤去してほしいなど、引き渡し条件がある場合は、5(8)でご意見等ください。	
地目	学校用地、山林、宅地、砂防地	
道路の状況	北側 市道萩山線 幅員16m 南側 市道萩山台1号線 幅員12m	
用途地域	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率100%	
供給設備	電気	中部電力
	上水道	南側道路に DCIP φ250mm敷設
	下水道	下水道共用区域内
	ガス	都市ガス 100mm
利活用の方法	土地を売却	
その他	運動場と道路の高低差は約3mあり、石垣が積まれています。 (プールは道路と同じ高さです。)	

3 設置施設の条件

(1) 福祉施設

瀬戸特別支援学校に併設する特性を踏まえて、市民等の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図る施設であること。

(2) 子育て支援施設

瀬戸特別支援学校に併設する特性を踏まえて、未就学児、児童生徒やその保護者を対象として、育児に抱えている不安の解消や子育てをしやすい環境を整える事業を実施する施設であること。

4 調査スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和7年7月1日（火）
現地見学受付期間	令和7年7月1日（火）～ 令和7年7月31日（木）
現地見学	令和7年8月6日（水）・8月8日（金）
サウンディング参加申込期限	令和7年8月29日（金）
提案書の受付期間	令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月26日（金）
サウンディングの実施	令和7年10月3日（金）・10月6日（月）
結果の公表	令和7年10月～11月

5 サウンディングの内容

- (1) 対象施設名
- (2) 当該土地・建物等施設の利活用の提案（建物等の利活用の有無や建物等の取り壊しの要否など）
- (3) 土地の権利移転の有無等（購入、賃借の希望等 ※建物等の施設を使用する場合、当該施設は売却又は譲渡のみとなります）
- (4) 事業概要
- (5) 事業費、資金計画、スケジュール
- (6) 瀬戸市、菱野団地、瀬戸特別支援学校への貢献
- (7) 瀬戸特別支援学校（さくらんぼ学園）と連携して行いたいこと
- (8) 行政等に期待する支援や配慮してほしい事項など

6 サウンディングの対象者

参加対象者は、事業の実施主体となる意向を有する法人、任意団体又は個人とします。参加対象者は、単独又はグループ（複数の法人による共同事業等）で参加できるものとし、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を選定してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 参加申込書提出時点で、瀬戸市から入札参加停止又は入札参加保留となっている者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第13号）に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
- (5) 市税等を滞納している者
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) 政治的・宗教的な関連性や要素がある者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（準用規定含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (9) 公共性、公平性に問題がある等、瀬戸市が公民連携事業として進めていくにあたってふさわしくないと判断する者

7 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会の開催【任意】

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。参加を希望される方は、期限までに以下の申込フォームよりお申し込みください。

①申込期限

令和7年7月31日（木）17時

②申込フォーム

URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-seto/smart-apply/surveys-alias/sounding01>

③日程

令和7年8月6日（水）13時30分～15時30分

令和7年8月8日（金）13時30分～15時30分

(2) サウンディング参加の申込

サウンディングの参加を希望する場合は、以下の申込フォームよりお申し込みください。

①申込期限

令和7年8月29日（金）17時

②申込フォーム

URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-seto/smart-apply/surveys-alias/sounding02>

(3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(4) 提案書の提出

①提出期限

令和7年9月26日（金）12時（必着）

②提出様式

任意様式「要領5 サウンディングの内容」を含んだ内容の提案であること。

③提出方法

「9 問合せ先」へ直接、郵送又は電子メールにて提出

(5) サウンディングの実施

①実施期間

令和7年10月3日（金）・10月6日（月）

各10時～12時・13時～16時

②所要時間

30分から1時間程度

③場所

瀬戸市役所3階 305会議室

8 実施要領の内容に関する質問と回答の公表

下記期間で質問を受付けます。以下のフォームよりお願いします。電話等質問フォーム以外の手段での質問は、一切受付しません。

①質問フォーム

URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-seto/smart-apply/surveys-alias/sounding03>

②受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年8月15日（金）まで

③回答内容の公表

令和7年8月29日（金）までの間に随時公表

④公表場所

市ホームページ

9 留意事項

(1) 参加事業者及び優良提案の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりませんが、優良提案と判断した提案につきましては、事業化に向けた公募を市が実施する際の仕様書の素案とさせていただきます。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

10 問合せ先

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市教育委員会 教育政策課 企画係（担当：松浦）

電話：0561-88-2750 E-mail：kyoikuseisaku@city.seto.lg.jp